

議会報告会資料

我孫子市議会

目 次

1 我孫子市議会の仕組み -----	1
2 我孫子市議会基本条例の制定経過 -----	9
3 総務企画常任委員会報告 -----	23
4 教育福祉常任委員会報告 -----	29
5 環境都市常任委員会報告 -----	39
6 予算審査特別委員会報告 -----	45
7 放射能対策特別委員会報告 -----	51
8 平成27年第2回定例会採決結果一覧 -----	59

議会報告会日程

日 時	場 所
平成27年7月18日（土曜日） 10時～11時30分	湖北台近隣センター 多目的ホール
平成27年7月18日（土曜日） 14時～15時30分	近隣センターふさの風 多目的ホール
平成27年7月19日（日曜日） 13時～14時30分	アピ스타2階 ミニホール

我孫子市議会の仕組み

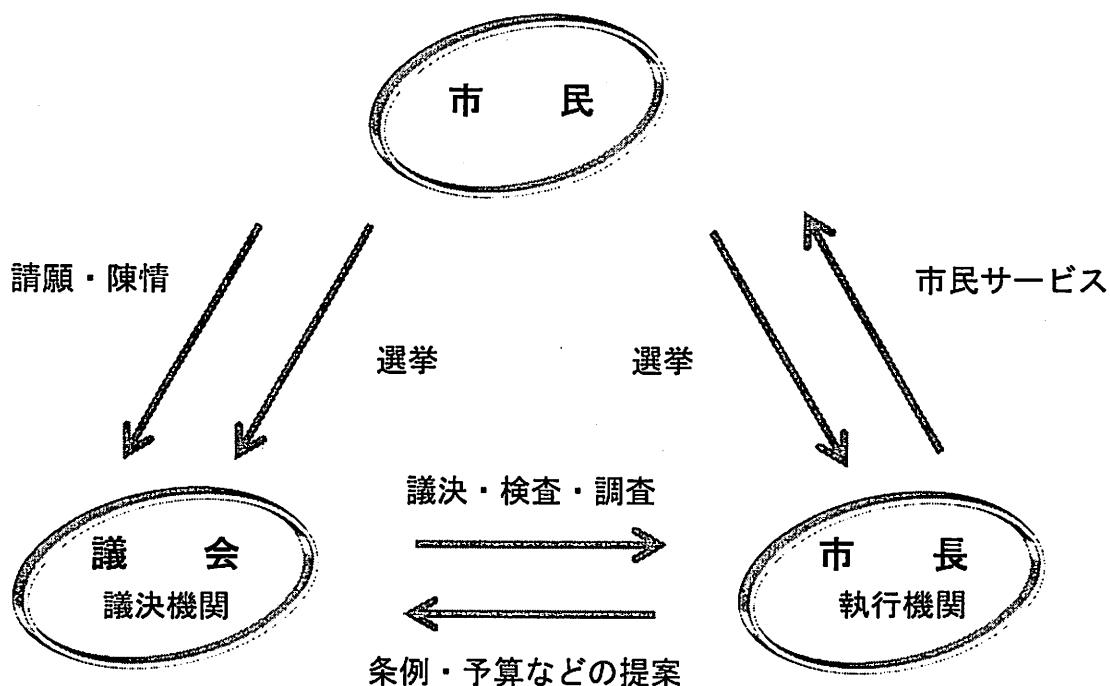
1 市議会の役割

私たちのまち我孫子市を、より住みよく明るいまちにするためには、市民全員で話し合い、市政を運営していくことが必要ですが、市民すべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能です。そこで、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議事機関」といいます。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長で、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい我孫子市をつくるために努力しています。



2 市議会の権限

市議会は市民の代表として十分な活動ができるように、地方自治法に議会の権限が定められています。主な権限は次のとおりです。

◆ 議決権（地方自治法第96条）

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

◆ 検閲・検査及び監査の請求権（地方自治法第98条）

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

◆ 意見書の提出権（地方自治法第99条）

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会又は関係行政庁に意見書として提出することができます。

◆ 調査権（地方自治法第100条）

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

◆ その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権（地方自治法第103条第1項）、市長が副市長（地方自治法第162条）、教育委員会教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）、監査委員（地方自治法第196条）などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の審査（地方自治法第124条・125条）などがあります。

3 我孫子市議会の概要

◆ 議員数と任期

条例定数 24人（条例制定 平成21年3月24日）

現員数 22人（平成27年4月4日現在）

現議員の任期 平成23年12月1日から平成27年11月30日まで

任期満了に伴う一般選挙の期日 平成27年11月15日

◆ 議長・副議長

議長 佐々木 豊治（平成27年2月25日から）

副議長 日暮俊一（平成27年2月25日から）

◆ 会派別議員一覧

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方などを持った議員2人以上で会派を結成することができます。

平成27年4月4日現在

会派名	議員名	■会派代表
清風会	■松島 洋 掛川正治 茅野 理 椎名幸雄 西垣一郎 高木宏樹	
公明党	■木村得道 江原俊光 関 勝則 戸田智恵子	
あびこ未来	■印南 宏 早川 真 坂巻宗男	
緑政	■日暮俊一 甲斐俊光 田中良兼	
会派に所属していない議員	佐々木豊治 豊島庸市 川村義雄 内田美恵子 岩井 康 芹沢正子	

◆ 委員会（平成27年4月4日現在） ◎委員長 ○副委員長

常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

我孫子市議会には、次の3つの常任委員会があり、議員はかならず1つの委員会に所属しています。

総務企画常任委員会 (欠員2人)	定数 8人	委員	◎西垣一郎 ○江原俊光 高木宏樹 関 勝則 早川 真 田中良兼
		所管	総務、広報、企画、財政、住民記録、市民活動、防災、消防など
教育福祉常任委員会	定数 8人	委員	◎岩井 康 ○椎名幸雄 掛川正治 木村得道 坂巻宗男 日暮俊一 佐々木豊治 内田美恵子
		所管	福祉、介護、国保、保育、教育、生涯学習など
環境都市常任委員会	定数 8人	委員	◎甲斐俊光 ○戸田智恵子 松島 洋 茅野 理 印南 宏 豊島庸市 川村義雄 芹沢正子
		所管	商業、農業、環境、道路、交通、上下水道、都市計画、公園、住宅など

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問に関するなどを協議する機関として設けられています。委員は2人以上の会派から所属議員数に応じて選任されます。議長・副議長も出席します。

議会運営委員会	定数 9人	委員	◎掛川正治 ○早川 真 茅野 理 戸田智恵子 甲斐俊光
		所管	議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問に関するなど

特別委員会

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査又は審査することができます。

放射能対策特別委員会 24年2月1日設置	定数 7人	委員	◎掛川正治 ○坂巻宗男 茅野 理 関 勝則 甲斐俊光
		目的	東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する様々な放射能問題を継続的、集中的に調査提言すること

議会改革特別委員会 24年3月23日設置	定 数 7人	委 員	◎松島 洋 ○印南 宏 西垣一郎 江原俊光 田中良兼
		目的	議会基本条例の制定をはじめ、議会改革について調査・検討を行うこと

※我孫子市議会では、一般会計予算及び決算の審査には、その都度特別委員会を設置することになっています。

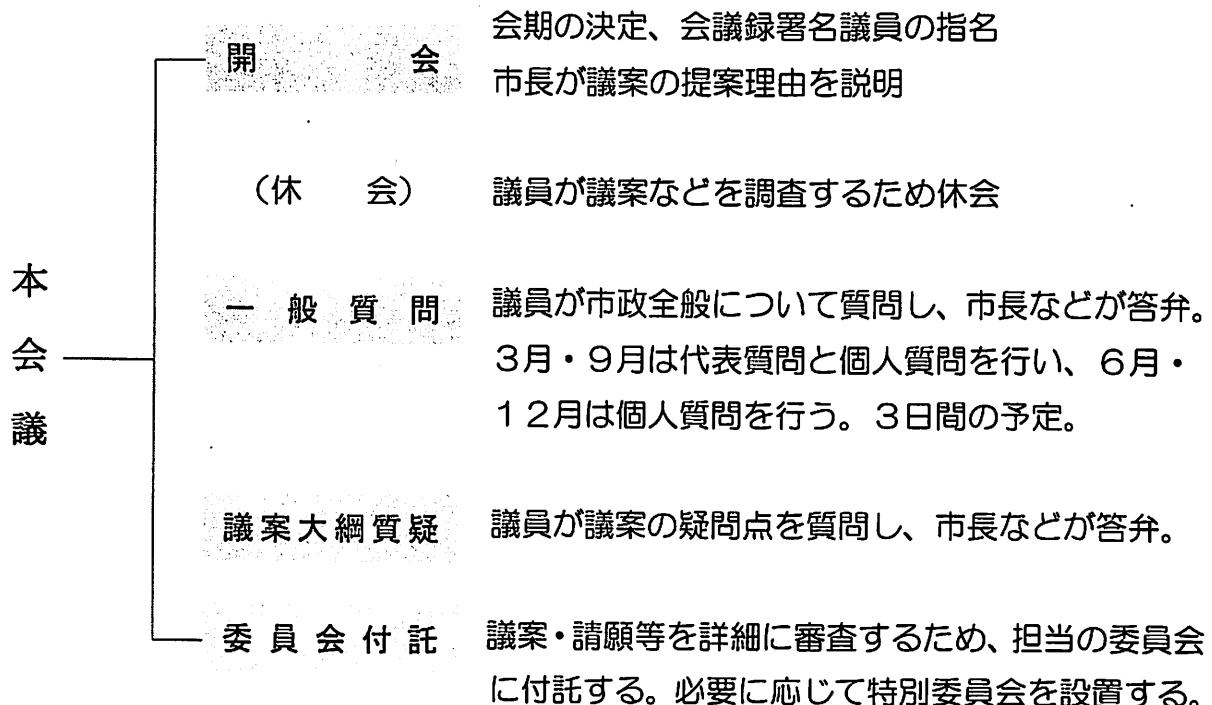
4 市議会の運営（定例会の流れ）

市議会には、定期的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、決められた一定の活動期間（会期といいます）中に本会議や委員会を開いて、議案等の審査を行います。

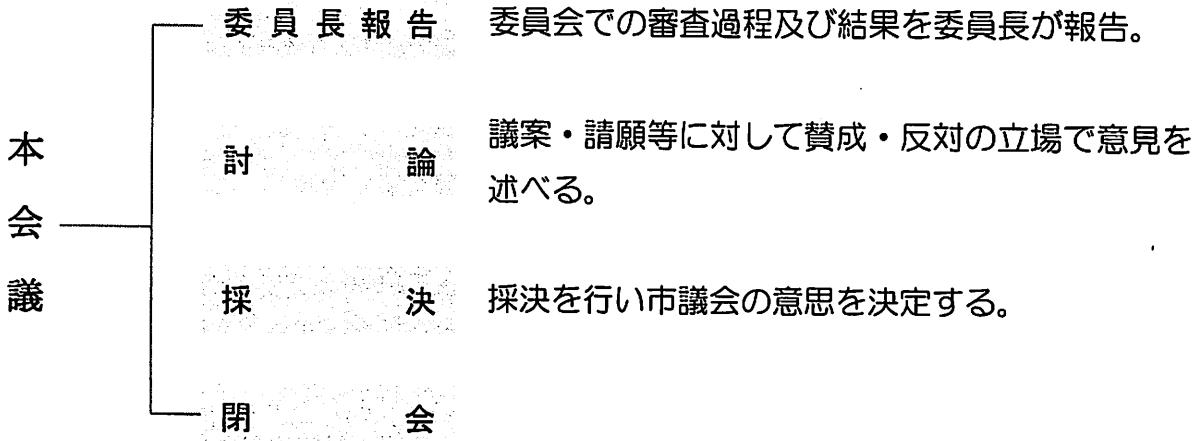
我孫子市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、おおむね3月、6月、9月、12月に開会されます。

市議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて議会の議決により委員会を開き活動することがあります。

会期中の議事は定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。



委員会 ————— 付託案件の審査・採決
 付託された議案・請願等の質疑、討論を行い委員会としての可否を決定する。
 必要に応じて請願・陳情代表者からの意見を聴く。



◆ 本会議

本会議は全議員により構成され、議案等を審議し、最終意思を決定するほか、市政全般について質問を行う会議です。

本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。
 また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

26年の本会議開催状況・議決結果

本会議	会期	会期日数	本会議日数	議決結果						傍聴者数(人)
				原案可決	可決認定	同意可決	継続審査	承認	認定	
第1回定例会	2/26~3/20	23	5	28		2				82
第2回定例会	6/2~6/20	19	4	11				3		84
第3回定例会	9/1~9/22	22	5	14		1	6			137
第4回定例会	12/1~12/19	19	4	16	1			1	5	48
計			83	18	69	1	3	6	4	351

26年の委員会開催状況

委員会名	会期中 (日)	閉会中 (日)	計	付託案件 (件数)	傍聴者数 (人)
総務企画常任委員会	4	2	6	13	27
教育福祉常任委員会	4	2	6	32	32
環境都市常任委員会	4	2	6	17	21
予算審査特別委員会	6	-	6	6	21
決算審査特別委員会	1	3	4	6	5
放射能対策特別委員会	4	2	6	-	49
議会改革特別委員会	1	3	4	-	27
議会運営委員会	8	4	12	-	4
計	32	18	50	74	186

5 6月定例会での審議結果 議決総数20件

◆ 市長提出議案 18件

条例の一部改正	5件	原案可決 (賛成全員)
工事請負契約の締結	1件	
財産の取得	1件	
補正予算(一般会計・下水道・介護保険)	3件	
人事の同意	2件	同意(賛成全員)
専決処分の報告及び承認(注)	6件	承認(賛成全員)

(注) 議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかなとき、市長はその議決すべき事件を処分(議会の議決と同様な法的効果を持つ)することができます。その処分をした場合、市長は次の議会に報告し、その承認を得なければなりません。(地方自治法第179条第1項及び第2項) 議会の承認が得られなかった場合でも処分の効力には影響ありません。

◆ 請願 2件

我孫子市布施地区の市道整備を求める請願 採択(賛成全員)

➡ 市長へ送付【請願の処理の経過及び結果の報告を請求】

「安全保障関連法案」の廃案を求める請願 不採択(賛成少數)

我孫子市議会基本条例の制定経過

- 1 平成24年 3月23日 議会改革特別委員会を設置
 - 設置目的 議会基本条例の制定をはじめ、議会改革について調査・検討を行うこと。
 - 委員定数 6人
 - 期 限 議会改革特別委員会は閉会中も調査・検討を行うことができるものとし、議会において終了の議決をするまで、継続して調査・検討を行うものとする。

○特別委員会委員名簿

	委 員 氏 名	所 属 会 派 名
委 員 長	松 島 洋	清風会
副 委 員 長	印 南 宏	あびこ未来
委 員	西 垣 一 郎	清風会
委 員	木 村 得 道	公明党
委 員	日 暮 俊 一	新緑政会
委 員	久 野 晋 作	政策グループあびこ

- 2 平成24年 3月23日 第1回特別委員会
 - 正副委員長の選任
- 3 平成24年 5月14日 第2回特別委員会
 - 条例制定までのスケジュールの検討
 - 条例策定方法、意見集約方法の検討
- 4 平成24年 6月 1日 第3回特別委員会
 - 条例案に盛り込む内容及び骨子の検討
 - ◆議会基本条例骨子(案)
 - (1) 前文
 - (2) 目的→※第15回特別委員会において、条例素案に定義の記載がないため定義を削除
 - (3) 議会運営の原則・議員活動の原則
 - (4) 市民と議会の関係
 - (5) 議会と行政の関係
 - (6) 議員間の討議→※第13回特別委員会において、骨子3及び7の条例素案にそれぞれ記載があるため、骨子から削除。以降、骨子番号繰り上げ

- (7) 委員会活動
- (8) 議会及び事務局体制の充実（政務活動費を含む）
 - ※名称を政務調査費から政務活動費に変更
- (9) 議員の政治倫理、身分・待遇（定数・報酬を含む）
- (10) 条例の位置づけ及び見直しの手続き

- 5 平成24年 7月11日 第4回特別委員会
 - 条例骨子案中の「1. 前文」及び「2. 目的・定義」におけるたたき台の検討
 - 市民へのPRと意見募集について
- 6 平成24年 8月 7日 第5回特別委員会
 - 条例骨子案中の「1. 前文」及び「2. 目的・定義」におけるたたき台の検討
 - 議会基本条例制定にあたり、現状の課題整理
- 7 平成24年 9月28日 第6回特別委員会
 - 条例骨子案中の「3. 議会運営の原則・議員活動の原則」及び「4. 市民と議会の関係」についての検討
- 8 平成24年10月29日 第7回特別委員会
 - 前回からの継続検討事項に関する協議
 - ・会派について
 - ・議会運営委員会について
 - ・議会報告会について
 - 条例骨子案中の「5. 議会と行政の関係」についての検討
- 9 平成24年11月 1日 先進地行政視察
 - 市原市議会基本条例策定経過と現状について
- 10 平成24年11月22日 第8回特別委員会
 - 市原市議会視察報告・討議
 - 前回からの継続検討事項に関する協議
 - ・文書質問について
 - ・予算及び決算について
 - 条例骨子案中の「6. 議員間の自由討議」についての検討

11 平成25年 1月17日 第9回特別委員会
○条例骨子案中の「7. 委員会活動」及び「8. 議会及び事務局体制の充実（政務調査費を含む）」について検討

12 平成25年 2月18日 第10回特別委員会
○条例骨子案中の「9. 議員の政治倫理、身分・待遇（定数・報酬を含む）」及び「10. 条例の位置づけ及び見直しの手続き」について検討

13 平成25年 3月22日 会派結成に伴う委員定数の変更及び委員の選任
○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	松島 洋	清風会
副委員長	印南 宏	あびこ未来
委員	西垣 一郎	清風会
委員	木村 得道	公明党
委員	水野 友貴	無所属ネットワーク
委員	久野 晋作	政策グループあびこ
委員	日暮 俊一	緑政

14 平成25年 4月24日 第11回特別委員会
○今までの協議を受けてまとめた「議会基本条例のたたき台」の確認と保留事項の検討等
○今後の進め方についての協議等

15 平成25年 5月 8日 久野晋作議員辞職に伴う委員の辞任
○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	松島 洋	清風会
副委員長	印南 宏	あびこ未来
委員	西垣 一郎	清風会
委員	木村 得道	公明党
委員	水野 友貴	無所属ネットワーク
委員	日暮 俊一	緑政

16 平成25年 5月23日 第12回特別委員会

○「議会基本条例のたたき台」における保留事項の検討

○市民に対して中間報告を行う際の実施方法の検討

17 平成25年 7月 5日 第13回特別委員会

○「議会基本条例素案のたたき台」における保留事項等の検討

18 平成25年 8月 5日 第14回特別委員会

○「議会基本条例素案のたたき台」における保留事項等の検討

○議員全員協議会開催について

19 平成25年 8月26日 第15回特別委員会

○「議会基本条例素案」の検討

○議員全員協議会開催について

20 平成25年 9月 2日 議員全員協議会

○「議会基本条例素案」の説明および協議

21 平成25年 9月24日 本会議にて委員長から中間報告

○議会改革特別委員会のこれまでの活動経過と「議会基本条例素案」の中間報告

22 平成25年10月22日 第16回特別委員会

○「議会基本条例素案」の検討

○今後のスケジュール等の検討

23 平成26年2月15・16日 我孫子市議会基本条例（素案）市民説明会

○議会基本条例検討経過及び今後の検討予定の説明

○議会基本条例素案の説明

○質疑応答

○市内3会場で述べ37人が参加

24 平成26年 3月 5日 木村得道委員の辞任に伴う委員の選任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	松島 洋	清風会
副委員長	印南 宏	あびこ未来
委員	西垣 一郎	清風会
委員	江原 俊光	公明党
委員	水野 友貴	無所属ネットワーク
委員	日暮 俊一	緑政

25 平成26年 4月 9日 第17回特別委員会

○市民説明会を踏まえた議会基本条例（素案）の検討

26 平成26年 7月24日 第18回特別委員会

○議会基本条例（第5条、6条、21条、22条）について

○議会基本条例・政策法務室の指摘事項について

○議会基本条例（案）について

27 平成26年 9月 1日 議員全員協議会

○「議会基本条例（案）」の説明および協議

28 平成26年 9月19日 第19回特別委員会

○議会基本条例（案）について

29 平成26年10月1日～10月31日 パブリックコメントの実施

○議会基本条例（案）について、88人から205件の意見

30 平成26年11月18日 第20回特別委員会

○パブリックコメントの意見に対する協議について

○最終案の決定

○逐条解説について

○我孫子市議会議会報告会等実施要綱（案）について

31 平成26年12月 8日 議会基本条例案を議長に提出

32 平成26年12月19日 議会基本条例案を全会一致で可決

○委員長から提案理由の説明後、採決

33 平成26年12月26日 議会基本条例を公布・同日施行

34 平成27年 2月24日 水野友貴議員辞職に伴う委員の辞任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	松島 洋	清風会
副委員長	印南 宏	あびこ未来
委 員	西垣 一郎	清風会
委 員	江原 俊光	公明党
委 員	日暮 俊一	緑政

35 平成27年 3月 4日 日暮俊一委員の辞任に伴う委員の選任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	松島 洋	清風会
副委員長	印南 宏	あびこ未来
委 員	西垣 一郎	清風会
委 員	江原 俊光	公明党
委 員	田中 良兼	緑政

我孫子市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第2条、第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条—第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第12条）

第5章 委員会活動（第13条）

第6章 議会及び事務局体制の充実（第14条—第19条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続（第23条、第24条）

附則

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会における規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動に関する原則、責務等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (6) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むこと。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握し、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんを努めること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

(議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を聞く機会を確保するよう努めるものとする。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。

2 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

3 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長の関係)

第7条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

(議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算
(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(予算及び決算の審議)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。

- 2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする。
- 3 議会は、決算審議に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

(議会費の充実)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を活用するものとする。
- 3 議会は、委員会審査に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。
- 4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点を明確にするよう努めるものとする。

第6章 議会及び事務局体制の充実

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(他の自治体の議会等との交流及び連携)

第15条 議会は、他の自治体の議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第19条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第26号）の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位を重んじ、高い見識を身につけなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、我孫子市議会議員定数条例(平成14年条例第21号)で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第15号)で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、議会における規範とする。

2 議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市議会議会報告会等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市議会基本条例（平成26年我孫子市条例第35号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づく議会報告会及び市民との意見交換の実施について必要な事項を定めるものとする。

(議会報告会)

第2条 条例第6条第1項に規定する議会報告会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果を市民に報告するものをいう。

- 2 議会報告会は、年1回以上開催するものとする。
- 3 議長は、議会報告会の実施を議会運営委員会に諮って決定するものとする。

(市民との意見交換)

第3条 条例第6条第2項に規定する市民との意見交換は、我孫子市議会委員会条例に規定する委員会が、多くの市民の意見を議会の意思決定に反映させるため、様々な行政課題に応じて市民と意見交換するものをいう。

- 2 委員会は、市民との意見交換を開催する場合は、目的、時期、場所等を議長に通知し、あらかじめ承認を得なければならない。
- 3 市民との意見交換を行った委員会は、議長に成果・効果等の報告書を提出するものとする。
- 4 第1項の規定に関わらず、議長が必要と認めた場合は、市民との意見交換の実施を議会運営委員会に諮って決定するものとする。

(記録及び公表)

第4条 議会報告会及び市民との意見交換の記録は要点記録とする。

- 2 前項に規定する要点記録及び前条第3項に規定する報告書は市議会のホームページで公開するものとする。

(市長への報告)

第5条 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が市長に文書で報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

総務企画常任委員会報告

委員長	西垣一郎
副委員長	江原俊光
委員	高木宏樹、関 勝則、早川 真、田中良兼

1. 議案の審議経過および審査結果（2件）

議案第1号

議案名	我孫子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講ずること、並びに本人が請求できない特別な理由がある場合及び本人が死亡した場合における保有個人情報の開示請求権者を追加するために改正するもの
質疑概要	<p>質問：マイナンバー制度導入に向けての庁内体制は。</p> <p>答弁：制度導入に遅れないよう総務課を中心に各関係部署が準備を進めている。システム面では文書情報管理課、個人番号カードの通知や配布は市民課で対応している。</p> <p>質問：マイナンバーの個人情報漏えい対策は。</p> <p>答弁：個人番号にひもづけされた符号を用いて情報のやりとりを行うため、ネットワーク上では個人番号は流れないような仕組みになっている。</p> <p>質問：個人情報が漏えいした場合の対応策は。</p> <p>答弁：国から指針やガイドラインが出ているので、それに基づいて準備を進めている。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第6号

議案名	財産の取得（高規格救急自動車）について
概要	救急需要の増加に対応するため、救急隊1隊を増隊することから、高度救命処置用資機材を搭載した高規格救急自動車を西消防署に配置するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 請願の審議経過および審査結果（1件）

請願第29号

請願名	「安全保障関連法案」の廃案を求める請願
請願者	我孫子市九条の会 中川 美保子（意見陳述あり）
紹介議員	岩井 康
要旨	<p>1. 安倍政権は2015年5月15日、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」の「安全保障関連法案」を国会に提出した。</p> <p>2. 日本国憲法第9条のこれまでの解釈を180度覆す法案内容となっている。</p> <p>3. 法案審議が始まる前からこの夏までに成就させると明言しているが、複雑な法案を慎重に審議し、かつ廃案を求めるよう意見書の提出をお願いいたします。</p>
発言概要	我孫子市議会では、平成15年12月議会で「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書」を可決している。今回についても我孫子市議会が賢明な同様の判断をすると信じている。
審査結果	不採択（賛成少数）

3. 所管事項で特に議論された事項について

項目	「公共施設の再配置の取り組み」について
担当課	企画課資産経営室
質問内容	<p>質問：全体会並びにプロジェクトチームの進捗状況は。 答弁：昨年の8月に全体会の1回目を開催し、その後インフラ部会を開催した。今年度は第2回の全体会を開催する。</p> <p>質問：秦野市が作成したデータを我孫子市に生かしては。 答弁：秦野市だけでなく、千葉市や八千代市などの先進地のデータを参考にしながら、我孫子市のまちづくりに寄与するような計画を作りていきたい。</p> <p>質問：公共施設を再配置する際に、市有地を最大限活用すべきでは。 答弁：市有地に限らず、資産は有効に使うというのが大方針の中にあると思われる。</p>

教育福祉常任委員会報告

委員長	岩井 康
副委員長	椎名幸雄
委員	掛川正治、木村得道、坂巻宗男 日暮俊一、佐々木豊治、内田美恵子

1. 議案の審議経過および審査結果（5件）

議案第2号

議案名	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い、重度障害者医療費の支給の方法を現行の償還払いから、千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結した医療機関の窓口で受給券を提示することにより、重度障害者医療費助成制度における自己負担額のみで医療サービスを受けられるように改正するもの
質疑概要	<p>質問：条例対象となる人数は。</p> <p>答弁：重度医療の対象者は2,233人で、うち所得制限等による対象者を除き、1,786人が対象となる見込み。</p> <p>質問：医療費補助の年間の総額や補助割合は。</p> <p>答弁：平成26年度で約1億8,284万円。補助割合は県から約2分の1となっている。</p> <p>質問：65歳以上の方は対象から外れるのか。</p> <p>答弁：65歳以上で新規に手帳をとられた重度障害者の方は後期高齢者医療制度の利用となる。現在まで重度医療の対象となっている方は、65歳を超えて引き続き継続して受けることができる。</p> <p>質問：65歳以上で新規に手帳を取得した重度障害者の年間の人数は。</p> <p>答弁：平成25年度が98名、平成26年度が86名。</p> <p>質問：自己負担額の算出根拠は。</p> <p>答弁：子ども医療と同額の200円という形で算出している。</p> <p>質問：県内で千葉県と契約を締結する医療機関等の数は。</p> <p>答弁：県内の医療機関についてほとんど網羅できる。</p> <p>質問：県外の医療機関は今までどおり償還払いなのか。</p> <p>答弁：そのとおり。県外の医療機関は償還払いに対応する。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第4号

議案名	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	我孫子市民体育館の開館日を拡大するもの。(現在、年末年始の休館日について12月29日から1月4日までとしているものを、12月29日から1月3日までとし、1月4日を開館する。)
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決(賛成全員)

議案第5号

議案名	工事請負契約の締結(我孫子市こども発達センター増築工事)について
概要	我孫子市こども発達センター増築工事の請負契約を締結するもの
質疑概要	質問：総合評価入札の落札率は。 答弁：落札率は98.551%。 質問：工事の工期は平成28年3月31日までだが、子ども発達支援計画等に影響は出ないか。 答弁：現状の3施設を利用しながらの工事のため、タイトなスケジュールとなっている。安全に工事を進め、新事業にスムーズに着手できるように工事の調整を図りながら進める。
審査結果	原案可決(賛成全員)

議案第9号

議案名	平成27年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5729万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1770万3千円とするもの
質疑概要	質問：低所得者の介護保険料の軽減による歳入減は、一般会計からの繰り入れで補っているのか。 答弁：一般会計から繰り入れる。財政負担は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となる。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第10号

議案名	我孫子市あびっ子クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	保護者からの要望を受け、平成27年9月1日に予定していた高野山小あびっ子クラブの開設を同年8月1日に繰り上げるもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	障害福祉関連
担当課	障害福祉支援課
質問概要	<p>質問：さらなる我孫子市独自の障害福祉施策を。</p> <p>答弁：現在も様々な独自策をつくっているが、今後もニーズに合わせて検討する。</p> <p>質問：山口県下関市で発生した障害者虐待を受けて、市役所から市内施設・事業所に対して行った対応は。</p> <p>答弁：市内施設・事業所に対して注意喚起の文書を送付した。</p> <p>質問：今のうちから常に事件が起きたときの対応を考え、自分たちの役割を意識して対応してほしいが、どうか。</p> <p>答弁：今後も障害者の虐待防止に関係機関とともに取り組み、もし事件が起こった際にも速やかに対応して解決に導いていきたい。</p> <p>質問：施設、事業所等の現場の把握を。</p> <p>答弁：積極的に施設訪問などをしている。</p>

項目	我孫子市教育大綱（案）
担当課	教育委員会総務課、秘書広報課
質問概要	<p>質問：教育大綱と今までの他の計画との整合性は。</p> <p>答弁：これまで毎年度、教育施策で教育の目指す方向性を示してきた。今後は教育大綱を策定後、これに基づいて教育振興基本計画を策定し、その下に毎年度行うようなものについて教育施策として定めていく。</p> <p>質問：総合教育会議の役割（教育委員会議との違い）は。</p> <p>答弁：今まで教育委員会議で決定しているものについては従来どおりのままで、教育そのものにかかわることの決定機関は教育委員会となる。総合教育会議は、市長と教育委員会、2つの機関が対等に話をする場で、今まで以上に一緒にやって教育を考える場となる。</p>

我孫子市教育大綱

平成27年7月

我孫子市

多様な価値観が生まれ、人々の幸福観もさまざまになった現在、子どもたちは変わったと言う人がいます。しかし、子どもたちを取り巻く環境は確かに変化しましたが、子どもたちの本質は変わりません。美しいものや新たな発見に心躍らせたり、周りの人から認められ必要とされることに喜びを感じたりする心は昔も今も変わることはありません。

急速に進む技術革新により、さまざまな職業が将来創造されると予想されています。これから時代を生きる子どもたちには、知識を活用して「何ができるか」が問われるようになり、子ども、学校、地域の実態やニーズに対応した主体的な学びがより一層重要となります。

本市では、小中一貫教育を通じて、「ふるさと我孫子を愛し、誇りに思う子ども」、「確かな学力を身につけ、夢を持ちチャレンジする子ども」、「自分に自信を持ち、自他を大切にする子ども」を三本の柱として義務教育9年間をつなぎ、社会に貢献できる自立した大人となるための基盤である、たくましく生きる力の育成をめざしています。さらに、生涯学習の観点では、我孫子に住み、生活するすべての市民が、生涯を通じて学ぶ喜びを享受することができるよう、学習環境の整備を図るとともに、地域でリーダーとなり得る人材を育てます。

我孫子市は、我孫子に生まれ、育ち、教育を受けるすべての子どもたちに対して、ふるさと我孫子を愛するとともに、ふるさと我孫子の歴史を知り、ふるさと我孫子の良さを守ることのできる大人となるための教育に最善の努力を行います。

「すべては子どもたちのために」この大綱を策定します。

○基本理念

人づくりこそまちづくりの原点であることから、たくましく生きる力をより一層育み、未来への飛躍を実現する人材の育成に努めます。

また、市民が生涯にわたって生き生きとくらし、豊かな人生を送ることができるように、学びやすい環境づくりに努めます。

こうした取り組みを実践し、我孫子に生まれて良かった、我孫子に住んで良かったと思える、魅力ある教育の実現をめざします。

○基本方針

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

○基本目標及び重点施策

基本目標 I. 子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

小中一貫教育を推進し、子どもたちに「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育むとともに、安全安心な学習環境を充実させ、信頼される学校づくりに努めます。

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

学校と地域の連携を一層推進し、ふるさと我孫子を愛するとともに、自己尊重し、社会に貢献しようとする態度を育成します。

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

心身ともに健康な自立した人となれるよう、生徒指導の充実を図り、社会全体ですべての子どもの成長を支援します。

基本目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策1. 生涯学習環境の充実

市民一人ひとりがいつでも、どこでも学べるように、学習機会の充実を図ります。また、学習で得た知識を社会に生かすためのしくみづくりを進め、まちづくり活動へと発展していくよう支援します。

重点施策2. スポーツの振興

市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域での交流を図れるように、スポーツ関係団体などの人材を生かし、スポーツイベントを実施します。また、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりをめざします。

重点施策3. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承

市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備します。また、生活文化を継承するとともに、文化財の保存と活用を図ります。

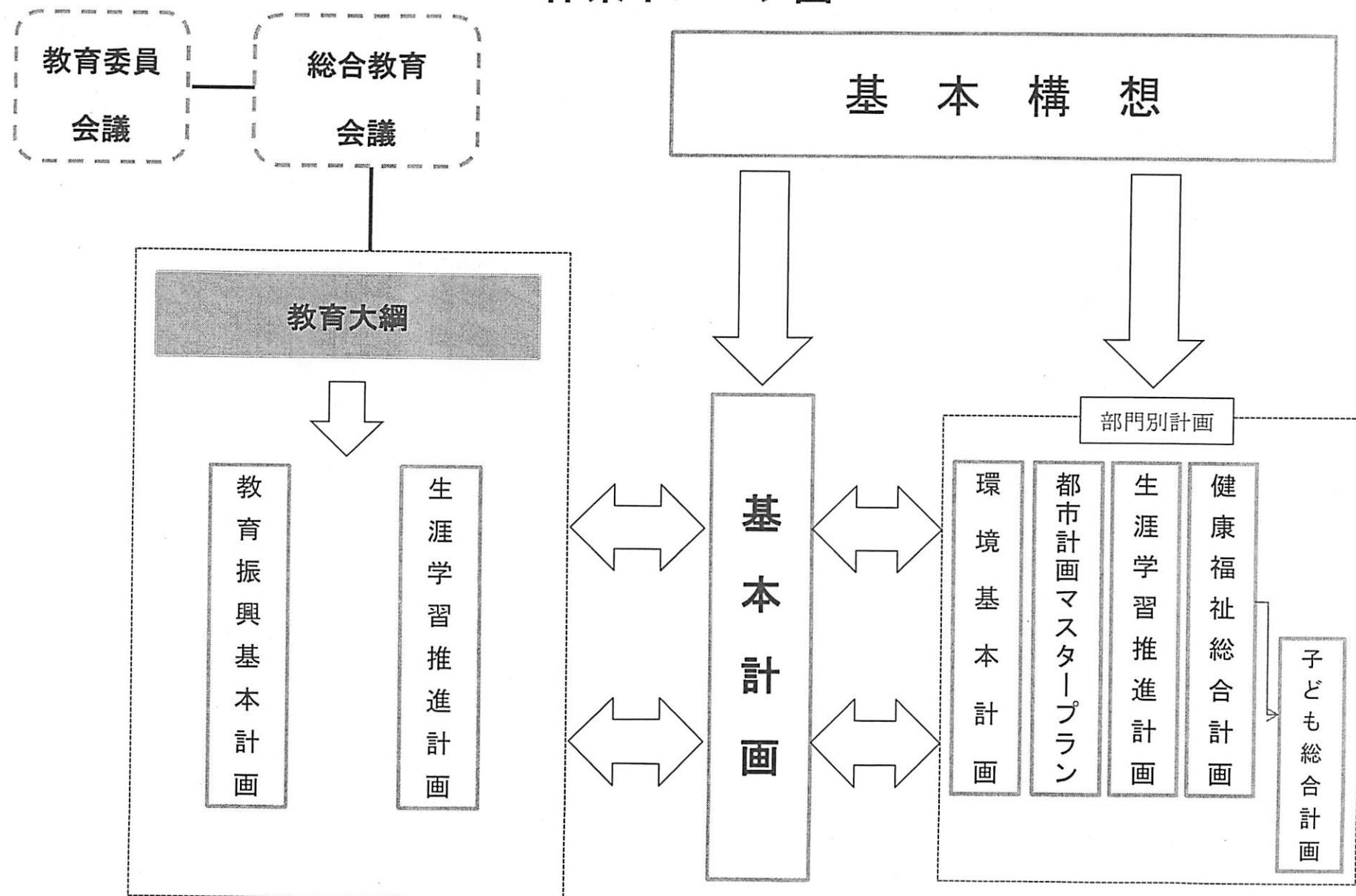
以上の、我孫子市のめざす教育の実現のために、教育委員会は教育振興基本計画を策定し、教育施策の実現に努めるとともに、生涯学習推進計画に沿った施策の実現に努力するものとします。

また、市長は教育委員会が策定した教育振興基本計画に基づく施策を実現するため、関係部局と調整し、予算の確保に努めるとともに、生涯学習推進計画を教育委員会と一致協力して推進するものとします。

○大綱の期間

平成27年7月から平成31年3月までの4年間とします。

体系イメージ図



環境都市常任委員会報告

委員長	甲斐俊光
副委員長	戸田智恵子
委員	松島 洋、茅野 理、印南 宏 豊島庸市、川村義雄、芹沢正子

1. 議案の審議経過および審査結果（2件）

議案第3号

議案名	我孫子市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
概要	<p>手賀沼公園庭球場、湖北台中央公園野球場及び庭球場並びに利根川ゆうゆう公園野球場、サッカー場及びオフロード自転車コースの使用日を拡大するもの。</p> <p>（現在、年末年始の利用日は、12月29日から1月4日までとしているものを、12月29日から1月3日までとし、1月4日から利用できるものとする）</p>
質疑概要	<p>質問：改正に至るきっかけ、理由は。</p> <p>答弁：利用者からの要望と新たな指定管理者からの提案である。</p> <p>質問：市の管理しているほかの利用施設の状況は。</p> <p>答弁：1月4日から利用できる施設は、老人福祉センター、西部福祉センター、白樺文学館、杉村楚人冠記念館などです。1月4日まで休みの施設は、我孫子地区公民館、湖北地区公民館、我孫子市民図書館、鳥の博物館などです。</p> <p>質問：市の施設の利用日は、統一する必要があると思うが、市の考えは。</p> <p>答弁：1月5日から利用できる施設は、基本的に教育委員会の施設になる。市民ニーズの把握、市民サービスの向上を考え教育委員会と協議したい。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第8号

議案名	平成27年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
概要	本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,752万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,752万6千円とするものです。
質疑概要	質問：社会資本整備総合交付金事業の基準が、平成27年度より変更になるという情報はいつごろ知ったのか。 答弁：採択基準が変更されるという情報が入ってきたのが3月末である。予算の編成時期は、すべて交付金事業として行えるということだったので予算を組んだ。 質問：ほかの市町村も全て同じなのか。 答弁：我孫子市だけということではない。
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 請願の審議経過および審査結果（1件）

請願第28号

請願名	我孫子市布施地区の市道整備を求める請願
請願者	飯田 勝男（意見陳述あり）
紹介議員	日暮 俊一
要旨	柏市に接する我孫子市布施地区の生活道路の拡幅改善を求めます。
審査結果	採択（賛成全員）

3. 所管事項で特に議論された事項について

項目	手賀沼親水広場（水の館）の当面の管理について
担当課	手賀沼課
概要	我孫子市手賀沼親水広場管理運営基準、我孫子市手賀沼親水広場の管理及び運営に関する要綱について
質問内容	<p>質問：休館日の設定で1月から6月、9月から12月までの休館日の設定が月・火・水曜日となっていますが、月曜日を入れる理由は。(学校行事で振替休日が月曜日になることが多い、子どもたちのためにあけるべきだと思う)</p> <p>答弁：平成25年中の親水広場の運営状況を見て考えている。また、勤務者の労働条件を考えると、土・日曜あけるとなると月曜日は休館せざるを得ない。</p> <p>質問：労働条件は整えないといけないですが、なぜ月曜日を休館としなければならないのか。土・日・月曜日に出られて、違う曜日に休みをとればいい。発想の転換をしていただき、再検討してほしい。</p> <p>答弁：9月の正式な提案の条例の中で検討したい。</p> <p>質問：水の館の火災保険は、同じ内容の補償になるのか。それとも暫定的な内容になるのか。</p> <p>答弁：火災保険は、施設管理課で加入している公共施設の損害賠償保険に加入する予定である。</p>

予算審査特別委員会報告

委員長	茅野 理
副委員長	関 勝則
委 員	高木宏樹、坂巻宗男、田中良兼、芹沢正子

議案の審議経過および審査結果（1件）

議案第7号 原案可決（賛成全員）

議案名 平成27年度我孫子市一般会計補正予算（第2号）

概要 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388億900万円とするもの

単位：千円

補正前額	38,544,000	補正額	265,000	補正後額	38,809,000
------	------------	-----	---------	------	------------

■主な歳入項目

単位：千円

項目	補正額	内 容
分担金及び負担金	8,801	○民間開発発掘調査負担金 8,801 千円
国庫支出金（国から市に交付される補助金など）	233,613	○介護保険低所得者保険料軽減負担金 6,890 千円 ○個人番号カード交付事業費補助金 46,123 千円 ○子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 48,600 千円 ○臨時福祉給付金給付事業費補助金 132,000 千円
県支出金（県から市に交付される補助金など）	9,311	○介護保険低所得者保険料軽減負担金 3,445 千円 ○重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金 5,866 千円
寄附金	3,000	○ふるさと納税寄附金 3,000 千円
繰入金	8,000	○国際・平和交流推進基金繰入金 △2,900 千円 ○社会福祉事業基金繰入金 10,900 千円
諸収入	2,275	○コミュニティ助成事業助成金（自治宝くじ分） 2,500 千円 ○雑入 △225 千円

■主な歳出項目

単位：千円

項目	補正額	内 容
財政管理事務運営費 (うちふるさと納税の推進分)	1,051	ふるさと納税の推進を図るため、インターネットを活用した寄附の申し込みから寄附金のクレジットカードによる納入手続き等と、寄附者への返礼品の開発・発送までの業務を一括して委託するもの。 ○ふるさと納税業務一括代行委託料 260 千円 ○ふるさと納税寄附者贈答品 648 千円 ほか
庁舎維持補修費	39,449	市役所西別館は建築後24年が経ち、外壁の一部が落下するなど老朽化が進んでいることから、安全を確保するため外壁改修工事を実施するもの。 ○西別館外壁改修工事費 37,800 千円 ○西別館外壁改修設計・監理業務委託料 1,649 千円
戸籍住民基本台帳事務運営費 (うち個人番号カードの交付業務分)	46,123	通知カード・個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することに伴い、機構へ支出する事務委任交付金を補正するものの。 ○個人番号カード関連事務委任交付金 46,123 千円 <主な委任内容> ・個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業 ・通知カード等の作成・発送事業 ・個人番号カードの申込処理事業 ・個人番号カードの製造・発行事業 ほか

単位：千円

項目	補正額	内 容
臨時福祉給付金支給事業	132,000	消費税率の引き上げに伴い平成26年度に実施した臨時福祉給付金支給事業が国において平成27年度も継続実施することが決定されたため補正するもの。 ※対象者一人につき6,000円を支給するもの。 ○臨時福祉給付金 132,000千円
重度障害者（児）医療費給付事業	16,029	平成27年8月1日より重度障害者（児）医療費給付事業の支給方法が現物給付に移行することで給付額が増加する見込みのため給付費を補正するもの。 ○重度障害者（児）医療費給付費 16,029千円
子育て世帯臨時特例給付金支給事業	48,600	消費税率の引き上げに伴い平成26年度に実施した子育て世帯臨時特例給付金支給事業が国において平成27年度も継続実施することが決定されたため補正するもの。 ※対象児童一人につき3,000円を支給するもの。 ○子育て世帯臨時特例給付金 48,600千円
施設維持補修費	46,397	平成26年度に実施した煙突全体の耐震診断調査の結果、地震などによる煙突倒壊の恐れはなく「異常なし」であったが、耐久診断では、コンクリートの外壁部分に亀裂が多数発見され脱落する恐れがあり補修が必要と判断されたため、施設修繕を行うもの。 ○施設修繕料 45,900千円 ○設計・監理業務委託 497千円

質疑概要

質問：庁舎西別館の改修工事が終わるまでの安全対策及び保守点検の必要性。

答弁：庁舎西別館南側の通行止めや北側についてもネットを張るなど落下物への対策を行いたい。また、保守点検は必要と考えており、他の公共施設についても外壁等を含めた点検を検討していきたい。

質問：クリーンセンター煙突補修工事期間中のゴミの搬入及び焼却は。

答弁：東葛飾内の中市で結んでいる協定により、近隣市に廃棄物の焼却をお願いしていきたい。

質問：通知カード、個人番号カードの交付に伴うセキュリティ対策は。

答弁：国が示している、組織的、物理的、技術的な安全対策に準じてきちんと対応していきたい。

質問：ふるさと納税に対する返礼品の魅力を高めるなど、制度のPRを。

答弁：返礼品として、我孫子の産品をPRし、ふるさと納税を通して我孫子市を応援してくれる方が増えるようしていきたい。

放射能対策特別委員会報告

委員長	掛川正治
副委員長	坂巻宗男
委員	茅野 理、関 勝則、甲斐俊光

放射能問題への対応

- 1 平成24年 2月 1日 放射能対策特別委員会を設置
 - 設置目的 東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する様々な放射能問題を継続的、集中的に調査・提言すること
 - 委員定数 6人
 - 期限 放射能対策特別委員会は閉会中も調査・提言を行うことができるものとし、議会において終了の議決をするまで、継続して調査・提言を行うものとする。
 - 正副委員長の選任
 - 特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	掛川正治	清風会
副委員長	坂巻宗男	あびこ未来
委員	椎名幸雄	清風会
委員	関勝則	公明党
委員	甲斐俊光	新緑政会
委員	内田美恵子	政策グループあびこ

- 2 平成24年 3月 7日
「放射性物質を含む土壌及び焼却灰等の処分は国の責任において対応することを求める意見書」を全会一致で可決。内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、経済産業大臣へ送付。
- 3 平成24年 3月23日
「千葉県提案の高濃度焼却灰等の一時保管場所について白紙撤回を求める決議」を全会一致で可決。県知事へ送付。
- 4 平成24年 6月 7日
「千葉県によるごみ焼却灰の一時保管に係る住民説明会の開催に対する議長声明文」を議長・副議長が県副知事に面会し提出。
- 5 平成24年 6月19日
手賀沼終末処理場を一時保管場所とする6月18日の千葉県知事発表について、県知事へ議長抗議文を送付。
- 6 平成24年 6月20日
「高濃度放射性物質を含むごみ焼却灰に係る一時保管場所についての千葉県知事発表に反対する決議」を全会一致で可決。県知事へ送付。

7 平成24年 7月31日

「高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所に関する質問状」を議長・副議長・放射能対策特別委員全員で県庁を訪問し提出。

8 平成24年 8月16日

「高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所に関する質問状」に対する回答書を議長・副議長・放射能対策特別委員5人で県庁を訪問し受領。

9 平成24年 8月24日

「高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所に関する再質問状」を議長・副議長が県庁を訪問し提出。

10 平成24年 9月 4日

「高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所に関する再質問状」に対する回答書を議長・副議長が受領。

11 平成24年 9月12日

議員全員協議会を開催し、「高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を手賀沼流域下水道終末処理場に設置することに対する我孫子市議会としての今後の対応策」を協議、確認。

我孫子市議会は、下記事項について、執行部等と連携を密にし、千葉県に求めしていくこととする。

- (1) 具体的な最終処分場を設置する自治体及び地元住民の同意を得、早急に提示すること。
- (2) 一時保管場所の設置については、地元自治体及び地元住民の理解が得られるよう、より丁寧な説明会を開催すること。
- (3) 一時保管施設建設については、地元自治体の了解を得ること。

12 平成24年 9月24日

9月21日に千葉県が手賀沼終末処理場において、高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設建設工事に着手したことについて、直ちに中止するよう議長抗議文を送付。

13 平成24年11月29日

「手賀沼終末処理場への焼却灰持ち込みに関する要望書」を議長・副議長が松戸市、柏市、流山市に提出。

14 平成24年11月30日

「手賀沼終末処理場での焼却灰の一時保管に関する要望書」を議長・副議長が印西市、我孫子市に提出。

15 平成25年 3月6日 内田美恵子委員の辞任に伴う委員の選任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	掛川正治	清風会
副委員長	坂巻宗男	あびこ未来
委員	椎名幸雄	清風会
委員	関勝則	公明党
委員	久野晋作	政策グループあびこ
委員	甲斐俊光	緑政

16 平成25年 3月22日 会派結成に伴う委員定数の変更及び委員の選任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	掛川正治	清風会
副委員長	坂巻宗男	あびこ未来
委員	椎名幸雄	清風会
委員	関勝則	公明党
委員	水野友貴	無所属ネットワーク
委員	久野晋作	政策グループあびこ
委員	甲斐俊光	緑政

17 平成25年 5月 7日 久野晋作議員辞職に伴う委員の辞任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	掛川正治	清風会
副委員長	坂巻宗男	あびこ未来
委員	椎名幸雄	清風会
委員	関勝則	公明党
委員	水野友貴	無所属ネットワーク
委員	甲斐俊光	緑政

18 平成25年 7月30日

放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管施設への搬入再開の中止について、要望書を議長・副議長が松戸市議会、松戸市に提出。

19 平成25年10月29日

東京電力株式会社千葉補償相談センター所長・副所長の参考人質疑を実施。

20 平成25年10月30日

高濃度放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の保管について、千葉県知事に要望書を送付するとともに、議長が手賀沼流域下水道流域5市（松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市）の市議会及び市長へ依頼書を持参して提出。

21 平成26年 1月27日

高濃度放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の保管について、議長・副議長・放射能対策特別委員会委員長・同副委員長が千葉県庁を訪問し、最要望書を提出。

22 平成26年 3月 5日 椎名幸雄委員の辞任に伴う委員の選任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	掛川正治	清風会
副委員長	坂巻宗男	あびこ未来
委員	茅野理	清風会
委員	関勝則	公明党
委員	水野友貴	無所属ネットワーク
委員	甲斐俊光	緑政

23 平成26年 5月12日

高濃度放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の保管について、議長が手賀沼流域下水道流域5市（松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市）の市議会及び市長へ要望書を持参して提出。

24 平成27年 2月24日 水野友貴議員辞職に伴う委員の辞任

○特別委員会委員名簿

	委員氏名	所属会派名
委員長	掛川正治	清風会
副委員長	坂巻宗男	あびこ未来
委員	茅野理	清風会
委員	関勝則	公明党
委員	甲斐俊光	緑政

25 平成27年 3月24日

手賀沼終末処理場内に一時保管されている指定廃棄物（ごみ焼却灰）の搬出完了を確認するため、議長・放射能対策特別委員会委員で現地視察。

◆平成27年第2回定例会採決結果一覧◆

全=賛成全員(可決・採択) 多=賛成多数(可決・採択) 否=賛成少数(否決・不採択)

継=閉会中の継続審査

○=賛成 ×=反対 退=退席 欠=欠席

※佐々木豊治議員は議長のため採決に加わっていません

番号	件名	採決結果	清風会					公明党				あびこ未来			緑政				会派に所属していない議員						賛成	反対
			松島	掛川	茅野	椎名	西垣	高木	木村	江原	関田	戸智	印南	早川	坂巻	日暮	甲斐俊	田中良	佐々木	豊島	川村	内田	岩井	芹沢		
			洋	正治	理雄	幸郎	一樹	宏道	得道	光則	勝恵子	宏真	俊男	一光	兼	良	兼	木	庸市	義雄	美恵子	康	正子			
議案第1号	我孫子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第2号	我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第3号	我孫子市都市公園条例の一部を改正する条例の制定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第4号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第5号	工事請負契約の締結(こども発達センター増築工事)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第6号	財産の取得(高規格救急自動車)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第7号	平成27年度我孫子市一般会計補正予算(第2号)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第8号	平成27年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第9号	平成27年度我孫子市介護保険特別会計補正予算(第1号)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第10号	我孫子市あびっ子クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第11号	監査委員の選任(山口幹夫氏)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
議案第12号	人権擁護委員候補者の推薦(木川敏子氏)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
報告第1号	専決処分の報告及び承認(我孫子市税条例等の一部を改正する条例)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
報告第2号	専決処分の報告及び承認(我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
報告第3号	専決処分の報告及び承認(我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0
報告第4号	専決処分の報告及び承認(我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0

番号	件名	採決結果	清風会					公明党			あびこ未来			緑政			会派に所属していない議員						賛成	反対			
			松島洋	掛川正治	茅野理	椎名幸	西垣一郎	高木樹	木村得道	江原俊道	関智光	戸田勝則	印南宏	早川真	坂巻俊男	日暮一	甲斐光	田中兼	佐々木宏	豊島庸市	川村義雄	内田美恵子	岩井康子	芹沢正子			
報告第5号	専決処分の報告及び承認(我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0	
報告第6号	専決処分の報告及び承認(平成27年度我孫子市一般会計補正予算第1号)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0	
請願第28号	我孫子市布施地区の市道整備を求める請願	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	0	
請願第29号	「安全保障関連法案」の廃案を求める請願	否	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	退	7	13